## 議案第100号

北上市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北上市行政財産使用料条例(平成3年北上市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額)	(使用料の額)
第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、そ	第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計	れぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計
額とする。	額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及
	び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定す
	<u>る地方消費税の額に相当する額を加算した額</u> とする。
2 行政財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は	2 行政財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は
、 <u>当該行政財産の</u> 使用料の年額を使用期間に応じて月割又は	、前項に規定する使用料の年額を使用期間に応じて月割又は
日割で計算した額とする。ただし、時間を単位として使用さ	日割で計算した額とする。ただし、時間を単位として使用さ
せる行政財産の場合には、前項の算出方法に準じて市長が定	せる行政財産の場合には、前項の算出方法に準じて市長が定
める額とする。	める額とする。
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の一に	第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいず
該当する場合は、使用料を減免することができる。	<u>れかに</u> 該当する場合は、使用料を減免することができる。
(1)~(5) [略]	$(1) \sim (5)$ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 平成31年2月28日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

## 提案理由

行政財産の使用料において、消費税額を明記しようとするものである。